第百十条の二第三項第一号イ中「第百十二条第七項」を「第百十二条第五項」に改める。

第百十二条第一項中「、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業等奨励金及び地域貢献活動雇用拡大助成金」を「及び地域再生中小企業創業助成金」に改め、同条第二項中「、又は第五号に該当する事業主に対して、第六号に定める額を」を削り、同項第一号イ(1)中「当該同意雇用開発促進地域に係る地域雇用開発計画に定められた計画期間（以下この条において「計画期間」という。）内に」を削り、同号ハ中「(イ(1)に該当する事業主にあつては、計画期間内の日に限る。)」を削り、同項第二号イ中「計画期間内（当該同意自発雇用創造地域に係る地域雇用開発促進法第六条第一項の地域雇用創造計画に定められた計画期間内の期間に限る。ハにおいて同じ。）に」を削り、同号ハ中「(計画期間内の日に限る。)」を削り、同項第三号イ(2)中「、計画期間内に」を削り、同項第五号及び第六号を削り、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項第一号中「及び第百十五条第二十一号」を削り、同号ニ中「地方再生中小企業創業助成金」を「地域再生中小企業創業助成金」に改め、同項第二号ロ中「八道県」を「十道県」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とし、同条第九項から第十一項までを削る。

第百十五条第一号中「、同条第三号」を「又は同条第三号」に改め、「又は同条第四号ロ(1)(i)から(iv)まで及び(2)(i)から(vi)までに掲げる措置についての助成」を削り、同条第二号中「若しくは第七項の雇入れについての助成、同条第六項の人事管理制度の導入等及び介護雇用管理改善事業についての助成、同条第八項」及び「又は同条第十項の転換制度等の導入についての助成」を削り、同条第三号中「及び第百二十五条第五項」を「及び第百二十五条第三項」に、「第百十八条第九項において」を「第百十八条第六項及び第百二十五条第三項」に、「第百十八条第六項及び第百二十五条第三項」に、「第百十九条第二十七項並びに第百二十五条第三項」に、「第百二十五条第五項及び第百三十九条の二第六項」を「第百二十五条第三項及び第百三十九条の二第四項」に、「受入れ」を「雇入れ」に、「同条第九項第一号」を「同条第六項第二号」に改め、同条第十六号中「又は中小企業事業主の団体」を削り、「短時間労働者均衡待遇推進等助成金」を「均衡待遇・正社員化推進奨励金」に改め、同条第十八号中「第十一項」を「第七項」に改め、同条第二十一号を削り、同条第二十二号を同条第二十一号とする。

第百十六条第一号中「三百人」を「百人」に改め、同条第二号中「第二十三条第一項」を「第二十三条第二項」に、「育児休業の」を「育児休業に関する」に、「三百人」を「百人」に改め、同条第三号ロ中「三百人」を「百人」に改め、「(以下この号において「中小規模事業主」という。)」を削り、同号ハ(1)中「中小規模事業主（）を削り、「に限る。)であつて」を「であつて」に改め、同ハ(2)中「中小規模事業主」を「常時雇用する労働者の数が三百人以下の事業主」に改め、同ハ(3)中「中小規模事業主以外の」を「常時雇用する労働者の数が三百人を超える」に改め、同条第四号を削る。

第百十七条第一項中「育児休業取得促進等助成金及び」を削り、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第百十八条第一項中「介護基盤人材確保等助成金、介護雇用管理制度等導入奨励金、介護未経験者確保等助成金、介護労働者設備等整備モデル奨励金」を「介護労働者設備等導入奨励金」に改め、「、中小企業雇用安定化奨励金」を削り、同条第二項第一号及び第二号を次のように改める。

一　次のいずれにも該当する認定中小企業者であること。

イ　中小企業労働力確保法第五条第二項に規定する認定計画（以下この号及び第百二十五条第三項において「認定計画」という。）であつて、新たな事業の分野への進出又は事業の開始（経済社会情勢の変化に合わせて新たに創出される事業の実施又は実施している事業の成長発展により雇用機会の増大が見込まれる分野に係る事業に係るものに限る。以下この項及び第百二十五条第三項において「新分野進出等」という。）に伴つて実施することにより良好な雇用の機会の創出に資する改善事業（中小企業労働力確保法第四条第一項に規定する改善事業をいう。以下この条及び第百二十五条第三項において同じ。）に係るものに定められた計画期間内において、当該計画に係る中小企業労働力確保法第四条第一項の認定の申請を行つた日から、同日から起算して一年を経過した日までの間に、新分野進出等に伴つて新たな労働者（新分野進出等に係る業務に就く者であつて、当該認定中小企業者の経営基盤の強化に資するものに限る。）を継続して雇用する労働者として雇い入れる認定中小企業者であること。

ロ　資本金、資金、人事、取引等の状況からみて対象労働者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

ハ　イの認定の申請を行つた日から起算して六箇月前の日から、イの雇入れの日から起算して六箇月を経過した日までの間（以下この号において「基準期間」という。）において、当該雇入れに係る認定中小企業者（当該認定中小企業者が、他の事業主が自らの事業の全部又は一部を継続しつつ新たに設立したものである場合は、当該認定中小企業者を設立した事業主（以下この号において「設立元事業主」という。）及び基準期間中に当該設立元事業主が設立した法人等であつて当該認定中小企業者以外のものを含む。ハにおいて同じ。）の労働者を解雇した認定中小企業者（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が困難となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した認定中小企業者を除く。）以外の認定中小企業者であること。

ニ　イの雇入れに係る認定中小企業者に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる認定中小企業者であること。

ホ　認定計画に係る新分野進出等に要する費用が、二百五十万円以上である認定中小企業者であること。

ヘ　当該認定中小企業者の労働者の離職の状況、イの雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況及びホの費用の支払の状況を明らかにする書類を整備している認定中小企業者であること。

二　前号イに該当する雇入れに係る労働者五人までについて、一人につき百四十万円

第百十八条第三項中「、特定就職支援対象被保険者」の下に「、受給資格者創業支援対象被保険者」を加え、「、介護人材確保対象被保険者」を削り、「若しくは緊急就職支援者雇用開発助成金」を「、当該雇い入れられている受給資格者創業支援対象被保険者に係る受給資格者創業支援助成金（第百十条の二第三項第三号の雇入れに係るものに限る。次項において同じ。）」に改め、「地域求職者雇用奨励金」を削り、「、地域再生中小企業創業助成金若しくは雇用創造先導的創業等奨励金」を「若しくは地域再生中小企業創業助成金」に改め、「、当該雇い入れられている介護人材確保対象被保険者に係る介護基盤人材確保等助成金若しくは介護未経験者確保等助成金」を削り、「若しくは難治性疾患患者雇用開発助成金」を「、難治性疾患患者雇用開発助成金若しくは精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第六項第一号ロの雇入れに係るものに限る。次項において同じ。）」に改め、同条第四項中「緊急就職支援者雇用開発助成金、地域求職者雇用奨励金」を「受給資格者創業支援助成金」に改め、「、雇用創造先導的創業等奨励金」及び「、介護基盤人材確保等助成金、介護未経験者確保等助成金」を削り、「又は難治性疾患患者雇用開発助成金」を「、難治性疾患患者雇用開発助成金又は精神障害者雇用安定奨励金」に改め、同条第五項から第七項までを削り、同条第八項中「介護労働者設備等整備モデル奨励金」を「介護労働者設備等導入奨励金」に、「介護関係業務のうち、介護労働者法施行規則」を「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号。以下「介護労働者法」という。）第二条第一項に規定する介護関係業務のうち介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成四年労働省令第十八号）」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項中「第一号及び第二号に」を「第一号から第三号までのいずれにも」に、「第三号」を「第四号」に改め、同項第三号を同項第四号とし、第二号中「機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加え、同項を同条第六項とする。

一　経済社会情勢の変化に合わせて新たに創出される事業の実施又は実施している事業の成長発展により雇用機会の増大が見込まれる分野に係る事業を営む者を構成員とする認定組合等であること。

第百十八条第十項を削り、同条第十一項を同条第七項とする。